



人権久喜

編集・発行：久喜市人権擁護相談所 発行日：平成 25 年 12 月 1 日 No.42

◆平成二十五年度啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世纪」

～考え方～ 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

久喜市では「ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり」をキヤッチフレーズに、障がい者計画・障がい福祉計画がきめ細かに定められています。

そこで今回は、障がい（者）福祉の内、歩行障がいに係る問題にスポットを当て、関係の皆様方にお集まりいただき、日々困っていることや今後の課題等について語つていただきました。

司会（橋本委員）

私は、本日の司会を務めます。人権擁護委員の橋本久雄です。どうぞよろしくお願ひ致します。それでは、最初に、

久喜市人権擁護相談所の石田所長からご挨拶を申し上げます。

石田所長

本日は、歩行に支障のある人についての人権というテーマですが、歩行に支障があるとい

うことは、歩くこと自体が困難という人、それに視力に障がいがあ

つて、歩行することが容易ではないという人の両方を含めてお話をさせていただきたいと思います。

司会 続きまして、私ども人権擁護委員の活動に関して、日ごろ大変ご支援、ご協力をいただいておりますさいたま地方法務局久喜支局の内田支局長からご挨拶をお願い

します。

内田支局長 本日の座談会は、歩行に支障がある人の人権についてお話をさせていただくということで

うたわれております。そして、計画の理念として「ともに生きともに暮らす 共生社会づくり」を

キヤッチフレーズとして、障がい者計画および障がい福祉計画がきめ細かになされております。

最初に、久喜市障がい者福祉課の矢作さんから、久喜市における障がい者福祉の現状や課題などについて説明をいただきます。

（この座談会は、平成25年8月12日に開催されたものです。）	栗橋地区	葛蒲地区	原庄子地区	飯島照郎地区	瀬田房子地区	大豆生田章地区	中村喜美子地区	榎本恭子地区	岡野晴子地区	橋本久雄地区	神田孝子地区	石井敏夫地区	佐藤富江地区	板東恵子地区	関根成子地区	未須好夫地区	中村喜美子地区	諏訪丈晴地区
	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区	久喜地区

◆出席者及び人権擁護相談所員紹介◆
（敬称略・順不同）

司会 久喜市総合振興計画の基本計画に「障がい者福祉の充実」が

障がい者を取り巻く環境は刻々と変化しており、本年四月には障害者自立支援法が施行され、新たな展開を迎えるとしています。

障害者総合支援法が施行され、さまざまな啓発活動に取り組んでおります。

市内には、平成二十五年三月末日現在、身体障害者手帳をお持ちの方は四、四〇七人で、そのうち視覚に障がいのある方は二六七人、車椅子等を利用されている肢体不自由の方は二、四八〇人となつております。

視覚障がいの方への外出支援につきましては、障がい福祉サービスの同行援護があり、また、視覚障がいの方への移動場所での

障がい者福祉の現状は

矢作さん 障がい者を取り巻く環

お互いの会話を守って明るい 社会をつくりましょう



ているのか、何が危険なのかわからないので、できれば近寄って、肩にちょっと触れて「お手伝いしましょうか」と言っていただけるうれしいです。

また、私はボランティアサーク

ルベルの会の方々と学校の福祉授業の一環で視覚障がい者の立場を子どもたちに説明し、理解してもうよう努めています。おかげで道で出会う子ども達が「お手伝いしましょうか」と声をかけてくれるようになりました。

清水俊雄さん 公道を車椅子で走ると非常に危ないので、利用する機会が少ないので、ショッピングセンターなどでの買い物をする中で、過去において車椅子に乗っていると、何か偏見を感じるケースも少なくなかつたです。今は電動車椅子を使っていますと逆に車をついて歩いているのを、みんなが立ち上がりつてじっと見ているのを知つていています。

くらいに、障がい者というのは何かよその人みたいに軽視されていました。その時代から比べた時代でした。その時代から比べなりました。その点では、大変ありました。世の中は随分我々に対しても好意的に、また非常に歩きやすくなりました。その点では、大変あります。

ただ、突然「危ない」とかと大

りがたく思っています。

声をかけられると、自分に言われるところというのはどんな

岡田さん うちの施設では、デイサービスでの送迎は車椅子を使っている方が多いので、お宅の玄関のところまで車椅子で迎えに行つて、車椅子に乗つてもらい、車についている昇降台・リフトに車椅子を乗せて、車の中で固定して送迎しています。しかし、今的一般家庭では玄関まで行く中で階段があつたり、坂になつてしたり、玄関まで行く道幅が狭かつたりと様々な事情があるので、その家庭の事情に合わせて対応しています。

石田所長 施設内で車椅子同士の事故などはありませんか。

岡田さん 車椅子同士での大きい事故というのはありませんが、ちよつとした廊下でのすれ違いだとか、お互いに角を曲がる際に接触するということはあります。

大豆生田委員 団地など、エレベーターがないところの二階、三階などの利用者はどうするのですか。

岡田さん 今は、介護者側が腰を痛めたり、逆に事故の原因になるというのでだつこという行為は介護の現場では禁止になつています。

したがつて、団地でエレベーターがない二階、三階の人は、車椅子に乗つたまま、職員二人で担いで移動していました。現在、当ディ

サービスではエレベーターのない

団地等の利用者はいません。それでは、今までのお話

聞いて、人権擁護委員の立場から、これからどんなことを考え、行動していくつたらいいのかを言つていただきたいと思います。

人権感覚とモラル

諒訪委員 私はよくキヤスターを転がして歩くのですが、道路のバリアフリーと言われているところでも、ほんの一センチ、二センチの段差はあるのです。それでもキヤスターがバウンドしたりしてしまって、随分、健常者の考えていく常識と、車椅子の皆さんとか、そういう人たちの考え方との違いは違うのだなというのを再確認しました。

飯島委員 音声誘導装置とか道と歩道との段差の問題は、やつぱり行政が中心になって、どこまでそれを広げていくかで、我々が言つていかなくてはいけないことなのでしょう。半分はモラルの問題であり、反面では、教育のところから問題を取り上げていつていかなければいけないのではないかとおもっています。

司会 最後に、内田支局長から本日まとめてお話しいただければ

つて、人権擁護委員には大変あります。それは、最後のご挨拶を石田所長が申し上げます。

石田所長 本日は、歩行に支障がある人の人権というテーマで、様々なお話や問題点をお聞かせ願いました。本日のお話を今後の人権啓発活動に活用させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

司会 以上で座談会を閉会とさせていただきます。

人権相談・女性相談（無料）

- 久喜地区 原則毎月10日 13時15分～16時15分
- 菖蒲地区 原則毎月第3水曜日 13時00分～15時00分
- 栗橋地区 原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- 鷺宮地区 原則毎月第4月曜日 10時00分～12時00分

問合せ 市役所人権推進課または

各総合支所総務管理課人権推進係

※この冊子は60,000部作成し、一部当たりの単価は3.5円です。